

関係各位

リソルホールディングス株式会社

ゴルフ場元支配人の逮捕について

2019年2月25日、現在グループの孫会社が運営する岡崎カントリー倶楽部（以下「同倶楽部」）に、当時支配人として出向していた元従業員（以下「元支配人」）が業務上横領の容疑で愛知県警に逮捕されました。当社においてこのような事件が発生したことは誠に遺憾であり、お客様、株主の皆様ならびに関係するすべての皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 不正行為の概要

当社グループは、2018年8月、同倶楽部の現金残高に不審な点を認めたため内部調査を実施しました。その結果、売上金を管理する元支配人が現金売上約90,000千円（12月末時点）を私的に流用していること（以下「本件不正行為」）が判明しました。

当社は、元支配人を2018年8月21日付で懲戒解雇するとともに、その刑事責任を追及すべく、同月24日付で告訴状を提出しており、今後は、その民事責任を追及すべく損害賠償を請求する予定です。元支配人は、本件不正行為に関する自己の非を認め、その資産の売却等により損害を賠償する意向を有しています。

また、当社は、今回の本件不正行為の発生を厳粛に受け止め、管理監督責任を明確にするため、元支配人以外の関係者の処分も行いました。

なお、本日まで警察の捜査への影響を考慮し、本件不正行為に関する公表を控えておりましたが、今般、元支配人が逮捕されるに至ったため、公表することと致しました。

2. 再発防止策について

再発防止に向けて「内部監査室」の増員及び体制の強化を図りました。法令遵守・事務管理・人事管理・内部監査等のガバナンス強化に一層努め、違法な行為が再び行われることのないようグループ全体での社員教育を徹底してまいります。

3. 業績の影響について

本件不正行為による損失額に関しては、元支配人に対する求償債権として未収入金を計上するとともに、回収可能性を踏まえて約65,000千円の貸倒引当金も計上しております。なお、2018年5月11日に公表しました連結業績予想に変更はございません。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

広報室 TEL:03-3342-0331